

学校いじめ防止基本方針

尾張旭市立本地原小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、それに関わった児童の心身に深刻な影響を、現在のみならず将来にわたって与える可能性がある許されない行為である。いじめられた児童は全力で守られ、また、いじめた児童は人として正しい生き方ができるように導かれなければならない。

このことを基に、本校の教職員一人ひとりが日頃から全校児童の理解に努めるとともに、学校生活の様々な場面を通して小さな予兆を見逃さないように意識して児童と関わっていく。そして、日頃から教職員間の情報交換を密に行い、学校全体で組織的にいじめの防止や対応を行っていく。

いじめの背景には学力面の挫折や自信のなさや劣等感が関係していることが多い（塩谷治彦：現代的いじめについての社会心理学的考察より）。よって、児童を支え育てていく家庭や学校などの環境が、基礎学力の定着や安心・安定感の中での成長を保障できるよう、協力し合って教育活動を進める。そのような教育活動によって、児童が自己肯定感や自己有用感を培い、人として周りと共に存しながら社会で幸せに生きていくことができる基盤を育てられるような魅力ある学校作りを推進する。

2 いじめ防止対策組織

いじめの防止対策組織として、「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

この委員会は、校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任・保健主事・養護教諭・該当学年主任・該当学級担任で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心の教室相談員・P T A 役員と連携して対応する。

「校内いじめ・不登校対策委員会」の役割は、以下の通りである。

- (1) いじめ防止の取組の実施と進捗状況の確認をするため、学校評価アンケートにより、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (2) いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をするため、随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- (4) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。また、いじめへの対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。重大事態に対しては、「4 重大事態への対応」に掲げる組織で対応する。
- (5) 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級作りを進める。
- イ 児童の活動や努力を認めるとともに、誤った言動や改善すべき習慣等を正す厳しさも備えた授業や教育活動を行うことによって、自己肯定感や自己有用感を育てていく。
- ウ 道徳の授業はもとより、学級活動、児童会等の特別活動において、児童が自らいじめ問題について考え議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、子ども同士の主体的な活動を推進する。
- エ 人権教育を推進し、互いの違いを認め合い、許し合う寛容の心を育てる。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童が正しいルールとマナーを身につけ、インターネットを通した

いじめの加害者・被害者とならないように、保護者とも連携して継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（記名式年3回、無記名式年1回）と定期教育相談（1・2学期各1回）を実施するだけでなく、日頃からアンテナを高くし、児童の小さな予兆を見逃さないように努める。
- イ 教職員は児童や保護者との信頼関係作りに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、教職員間の連携を密にし、小さな児童の変化も情報交換していく。
- ウ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心の教室相談員・学校巡回相談員を活用し、児童や親が相談しやすい環境を整える。また、相談内容によっては、児童相談所・尾張旭市子どもの発達センター等の相談機関や医療機関等も紹介していく。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導・支援を行う。
- エ 教職員の共通理解・保護者の協力・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団を作りを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて他校・警察署・法務局とも連携して行う。

4 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態を指す。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フォロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して適切に情報提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（PLAN →DO→ CHECK→ ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

補足

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の教職員への共通理解と意識啓発をするため、年度初めの職員会議で周知を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。